

都農第1054号
令和6年2月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	庄内西部 (下川崎、上川崎、丸山、関之尾、西、町、東、諏訪原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月27日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【人口減少・高齢化】

- 耕作者の年齢割合は、70歳以上が高く、そのうち、後継者未定や不明な農地も多くあり、農地の維持保全のためには受け手の確保が必要不可欠である。

【農地の状態】

- 水田の区画や道路が狭く、湿田は機械が入らないため作業性が低く収量も少ない。
- 水田では、耕作放棄地も見られる。
- 条件の悪い農地では、耕作する人がいなくなる。
- 小規模の農地が点在しており、効率が悪い。
- 農地が相続されているにもかかわらず、登記の名義が変更されていないところが多い。

【気象灾害・病害】

- ブロックローテーションが行われているが、大雨の影響で収量が減ってしまうため、作物の病気対策をする必要がある。

【基盤整備】

- 水路が古くなっている。
- 水田は特に用排水路の維持管理が厳しい状況である。

【鳥獣被害】

- 獣害(シカ・イノシシ)を受ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、園芸作物(カンショ、サトイモ、ゴボウ、ダイコン、ニンジン、加工用ホウレンソウ、施設キュウリ)や飼料作物(トウモロコシ、牧草、飼料用米)、工芸作物(茶)等の団地化を形成する。
- 今後、新規就農者の就農や中心経営体の規模拡大にあわせて、畑かん事業で整備した用水を活用した施設野菜や露地野菜の導入を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	487.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	487.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- 「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・担い手(専業農家・兼業農家)を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理事業推進員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住する場合が多くなることが予想されることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。
- ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
- ・水田に園芸作物や飼料作物を作付けするために、暗渠整備等を行う。
- ・農道整備や農地集積・水田のパイプライン導入などが必要。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・農業機械を所有していない土地持ち非農家や、農作業ができない高齢者等には、地区内の農作業受託組織等への委託を促す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

- ・侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止の構築等に取り組む。